

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日は、その翌日となる)

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更等
 - 自衛官の募集
 - 保険医等の登録
 - 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
 - 保安林の指定の解除(二件)
 - 土地改良事業の認可
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定
 - 土地改良法による換地処分
 - 土地収用法による土地の立入り
 - 宅地建物取引業法による免許の取消し
- ◇ 教委告示
 - 教育委員会の招集
- ◇ 雑 報
 - 地方職員共済組合の昭和五十二年年度決算の要旨

告 示

鳥取県告示第八百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による余戸地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十三年六月一日現在の地番による。)
大字余戸字杉縄	大字余戸字杉縄のうち二九の三の一部、二九の四の一部、二九の五、三〇の二の一部及び三〇の三の一部以外の区域並びに大字余戸字深田四三の二の一部、四三の二、四四の二、四四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字余戸字深田	大字余戸字杉縄二九の三の一部、二九の四の一部、二九の五、三〇の二の一部及び三〇の三の一部並びに大字余戸字深田のうち四三の二の一部、四三の二、四四の二の一部、四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字余戸字老敷</p> <p>大字余戸字老敷のうち八〇の二の一部、八二の一部、八三の一部、八五の二の一部、八五の二の一部、八六の二の一部、八六の二の一部、八七の二、八八の二の一部、八八の二、八九の一部、九六から九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の二、八八の二及び九六と一体をなす国有地以外の区域、大字余戸字山崎一〇六の一と一体をなす国有地の一部、大字余戸字シュウ谷二五七、二五九及び二六〇と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通三五九の二の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の一と一体をなす国有地の一部並びに大字余戸字中垣三九六の三及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字余戸字山崎</p> <p>大字余戸字老敷八二の一部、八三の一部、九六から九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六と一体をなす国有地の一部、大字余戸字山崎のうち一〇六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字余戸字シュウ谷二五四の二及び二五七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字余戸字イシユウ谷</p> <p>大字余戸字イシユウ谷のうち二五四の二、二五七、二五九及び二六〇と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字余戸字村通</p> <p>大字余戸字老敷八七の二の一部、八八の二の一部、八八の二の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八の二と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通のうち三五九の二の一部、三六七の二の一部、三六八の二</p>
<p>大字余戸字老敷</p> <p>三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五九の二と一体をなす国有地以外の区域、大字余戸字五反田四二九の一部、四三七から四三九までの一部、四四〇、四四一の一部、四四二の一部、四四三、四四四の一部、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三七と一体をなす国有地の一部、大字余戸字二タ窪田四四八の一部、四五二の一部、四五六の二、四六〇の一部、四六一から四六三まで、四六四の二、四六四の二、四六五の二の一部、四六六から四六九までの一部、四七〇の二の一部、四七〇の二の一部、四七二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字余戸字新宮四七三の二、四七四の二、四七五の二、四七六の二、四八二の二、四八四、四八五、四八六の二、四八六の四、四八六の七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字余戸字中垣</p> <p>大字余戸字老敷八〇の二の一部、八五の二の一部、八五の二の一部、八六の二の一部、八六の二の一部、八七の二の一部、八七の二の一部、八八の二の一部、八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の二と一体をなす国有地の一部、大字余戸字村通三六八の一部、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字余戸字中垣のうち三九六の三、四一〇の二の一部、四一〇の二の一部、四一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字余戸字五反田四一五から四一七までの一部、四二九の一部、四四四の一部、四四五の一部、四四六及びこれらと一体をなす</p>		

<p>廃止する字の名称</p> <p>大字余戸字ニタ窪田</p>	<p>大字余戸字新宮</p> <p>大字余戸字新宮のうち四七三の一、四七四の一、四七五の一、四七六の一、四八二の一、四八四、四八五、四八六の一、四八六の四、四八六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字余戸字中垣四一〇の一の一部、四一〇の二の一部及び四一一の一部、大字余戸字五反田のうち四一五から四一七までの一部、四一九の一部、四三七から四三九までの一部、四四〇、四四一の一部、四四二の一部、四四三から四四六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字余戸字ニタ窪田四四七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>国有地の一部並びに大字余戸字ニタ窪田四四七の一の一部、四四七の二、四四八の一部、四四九、四五〇、四五一の一部、四五二の一、四五二の二、四五三から四五九まで、四六〇の一部、四六五の一の一部、四六六から四六九までの一部、四七〇の一の一部、四七〇の二の一部、四七一及びこれらと一体をなす国有地</p>
----------------------------------	--	---	--

鳥取県告示第八百五十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十三年度第三次自

衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十三年十月六日から同年十二月三十一日まで。ただし、女子については、昭和五十三年十月六日から同月二十日までとする。

二 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (一) 日曜日
- (二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十三年十月二十三日

三 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市西三柳二六〇三 陸上自衛隊米子駐とん地

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第八百五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
道 明 道 弘	鳥医第二、二九九号	昭和五十三年九月八日
米 田 哲 幸	鳥医第二、三〇〇号	昭和五十三年九月十三日
工 藤 英 昭	鳥医第二、三〇一号	昭和五十三年九月十八日

福 田 真由美	鳥医第二、三〇二号	"
稲 賀 潔	鳥医第二、三〇三号	"
麻 木 宏 栄	鳥医第二、三〇四号	"
田 中 弘 之	鳥医第二、三〇五号	"
小 川 正 男	鳥医第二、三〇六号	"
松 本 一 郎	鳥医第二、三〇七号	"
田 中 隆 司	鳥医第二、三〇八号	"
西 谷 昭 夫	鳥医第二、三〇九号	"
秦 啓 子	鳥医第三八七号	昭和五十三年九月十三日

鳥取県告示第八百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田中隆司	松本一郎	小川正男	田中弘之	麻木宏栄	稲賀潔	福田真由美	工藤英昭	秦啓子	米田哲幸	道明道弘	今坂貴子	菊川章仁	宮崎博実	松原正和	氏名
鳥国医第二、三〇八号	鳥国医第二、三〇七号	鳥国医第二、三〇六号	鳥国医第二、三〇五号	鳥国医第二、三〇四号	鳥国医第二、三〇三号	鳥国医第二、三〇二号	鳥国医第二、三〇一号	鳥国薬第三八七号	鳥国医第二、三〇〇号	鳥国医第二、二九九号	鳥国薬第三八六号	鳥国医第二、二九八号	鳥国医第二、二九七号	鳥国医第二、二九六号	登録の記号及び番号
"	"	"	"	"	"	"	昭和五十三年九月十八日	"	昭和五十三年九月十三日	昭和五十三年九月八日	昭和五十三年九月六日	昭和五十三年九月八日	昭和五十三年九月六日	昭和五十三年九月四日	登録の年月日

西谷 昭夫

鳥国医第二、三〇九号

"

鳥取県告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウへ山マデ一〇三七の一、一〇三七の二（次上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一〇三七の

三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開拾一五五の一、字新開拾壹一六四の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字新開拾一五五の九、字新開拾壹一六四の一三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十二号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(丸岡地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十三号

昭和五十三年九月一日付けで赤碕町から申請のあつた赤碕地区山川工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五

十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る余戸地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美郡福部村大字細川字志津、字三反田口、字畑井頭、字深谷上エ、字駒馳山上エ及び字下駒馳山内地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十月六日から同年十一月三十日まで

鳥取県告示第八百六十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり免許の取消しをしたので、同法第七十条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 取消しを受けた者

1 商号 有限会社佐伯商事

2 代表者の氏名 代表取締役 佐伯武壽

3 事務所の所在地 米子市上福原一五〇七番地

4 免許番号 鳥取県知事(一)第四百六十一号

二 取消しの年月日

昭和五十三年九月三十日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年十月六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

一 日時 昭和五十三年十月十一日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 昭和五十三年度教育表彰について

(2) その他

雑 報

地方職員共済組合定款第6条及び第34条の規定に基づき、昭和52年度決算の要旨を公告する。

昭和53年10月6日

地方職員共済組合理事長 齊 藤 正 夫

昭和52年度決算の要旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	19
地 方 開 発 事 業 団 計	5
	71

(2) 組合員数、被扶養者数及び給料(俸給)月額

(単位：人・千円)

組合員種別	区 分	組合員数	被扶養者数	給料(俸給)額 月 額
一般組合員	地 方 公 務 員	850,632	596,840	68,172,025
	国 家 公 務 員	17,610	30,228	2,716,814
一 般 組 合 員	組 合 職 員	2,208	1,604	257,658

職員団体専従職員

計	338	808	53,725
知 事 組 合 員	46	71	16,560
短 期 組 合 員	3	10	1,080
船 員 一 般 組 合 員	1,388	3,319	252,781
船 員 継 続 組 合 員	—	—	—
任 意 継 続 組 合 員	2,472	2,790	382,924
合 計	374,697	635,670	66,853,562
組合員1人当りの 被扶養者：給料(俸給)月額	—	1.70	178,420

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和53年3月末日におけるものであること。
2 給料(俸給)月額は、昭和53年3月における掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

短 期 務 理 医 理	48
長 期 務 理 医 理	48
業 務 經 理 醫 理	47
健 康 經 理 醫 理	47
保 健 經 理 醫 理	24
宿 泊 經 理 醫 理	47
貯 蓄 經 理 醫 理	15
財 貨 物 經 理 醫 理	48
	12

2 主な経理単位の決算概要

(1) 短期経理

ベースアップ及び財源率を十分の4.8引き上げたこと等により負担金、掛金等の収入総額は、前年度から121億4,800万円増(23.1%)の648億3,000万円、これに対し、給付等の支出総額は、前年度から47億4,900万円増(8.5%)の610億4,700万円となり、当期利益金は、29億9,100万円となった。

この利益金を前年度からの繰越赤字額63億2,300万円に補てんした結果、当年度末における累積赤字額は、33億3,100万円となった。

(2) 長期経理

負担金、掛金等の収入総額は、前年度から282億9,300万円増(19.1%)の1,761億6,300万円、これに対し、給付等の支出総額は、前年度から179億7,200万円増(24.2%)の921億3,300万円となった。

この結果、当年度末の資産総額は、前年度から840億7,700万円増(16.0%)の6,089億3,100万円となった。

その資産の運用状況は、次のとおりである。

ア 地方債、公営企業債、国庫預託金、預貯金等

2,505億9,400万円(41.2%)

イ 職員住宅の設置資金及び宿泊施設等設置のための貸付金

769億2,000万円(12.6%)

ウ 組合員への貸付金等

2,814億1,700万円(46.2%)

(3) 保健経理

組合員の健康増進を図るため、疾病予防等の健康管理事業を重点的に実施するとともに各種レクリエーション、保健施設の経営等の事業

を実施しており、その事業費の総額は、17億1,500万円である。このほか、医療経理、宿泊経理等の運営を助成するため9億6,500万円をそれぞれの経理に繰り入れている。

掛金・負担金等の収入総額は、30億1,500万円、これに対し、支出総額は、30億3,400万円であり、当期赤字額が1,900万円生じた。

(4) 医療経理

医療事業は24支部において実施しており、その施設は、病院1、診療所35、結核病とう1の計37施設である。

診療収入等の収入総額は、12億2,400万円、これに対し、支出総額は、11億8,800万円であり、当期利益金は3,600万円となった。

(5) 宿泊経理

本年度における宿泊所及び保養所の稼働施設は、81施設である。施設収入等の収入総額は、116億4,400万円、これに対し支出総額は、120億1,500万円であり、当期赤字額が3億7,100万円生じた。

なお、宿泊利用率は、前年度から1%増の51%である。

(6) 貸付経理

本年度末における組合員貸付金は、前年度から7,500件増(4.2%の)18万6,700件、貸付総額では、前年度から402億7,700万円増(16.5%)の2,837億8,000万円となった。そのうち、組合員の住宅建設及び土地取得のための住宅貸付は、2,744億4,800万円が全体の96.7%を占めている。利息及び配当金等の収入総額は、151億4,800万円、これに対し、支払利息等の支出総額は146億3,100万円であり、貸倒引当金の当期積増額は、5億1,700万円となった。

3 各経理単位ごとの損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。

損益計算書概況(自昭和52年4月1日至昭和53年3月31日)

(単位:百万円)

科目	経理単位									
	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	
(損 失)										
給 付	61,025	92,003								
役員報酬・職員給与			645	127	522	3,560	136	281	669	
厚生費			1	1,715	2	48			6	
旅費・事務費			198	61	25	143	25	77	35	
商品仕入						297			7,421	
薬品・医療材料費				4	422	2,679			282	
飲食材料費										
原価消却費			5	20	21	552	1	2	11	
支払利息					1	813	3,540	14,144	17	
その他の支出	22	80	267	141	192	3,866	19	644	369	
財産処分損				1		46			1	
繰入金		100		965	3					
相互繰入金						11			8	
次年度繰越支払準備金	10,171	151								
次年度繰越責任準備金		608,027								
当期利益金	2,991		59△	19	36△	371	111		58	
合 計	74,209	700,361	1,175	3,015	1,224	11,644	3,832	15,148	8,877	
(利 益)										
負担金・掛金	64,675	140,209	836	2,135						
補助金・寄附金				601		1				
施設収入・患者収入				188	1,151	10,168			586	
商品売上						376			8,122	
利息及び配当金	59	35,950	82	68	19	187	3,750	15,082	17	
その他の収入	96	4	22	2	2	136	81	62	85	
財産処分益						69				
繰入金			235	21	52	707	1	4	67	
前年度繰越支払準備金	9,379	197								
前年度繰越責任準備金		524,001								
合 計	74,209	700,361	1,175	3,015	1,224	11,644	3,832	15,148	8,877	

資借対照表概況 (昭和53年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(借 方)									
現金・預貯金	1,931	3,843	519	1,090	348	2,745	996	331	441
金銭信託		3,730	42	316	95	653	242		45
未収金・売掛金	114	246	9	29	66	316		2	868
その他の流動資産	4,839	3,959	8	37	40	303	1,430	66	340
組合員貸付金								283,780	
建物・構築物			122	287	73	15,615			1
土地			38	30		2,567			
建設仮勘定						1,068			
その他の固定資産			25	90	235	1,477	10	21	106
貸付信託		3,758					20,970		
有価証券・有価証券 信託証券投資信託		228,022					29,173		
長期貸付金		297,979							
投資不動産		60,359							
預託金		7,035							
合 計	6,884	608,931	763	1,879	857	24,744	52,821	284,200	1,801
(貸 方)									
組合員貯金							49,296		
その他の流動資産	44	754	14	100	42	925	2,475	503	669
長期借入金					17	16,559		281,095	307
原価消却引当金			27	103	167	2,849	6	16	61
退職給与引当金			304	34	247	985	60	138	362
その他の引当金					4	799		2,448	18
支払準備金	10,171	150							
責任準備金		608,027							
建設積立金				109					
別途積立金			160	469	134	801			23
不足金補てん積立金				102	77	1,826	984		104
剰余金	△ 3,331		258	962	169				257
合 計	6,884	608,931	763	1,879	857	24,744	52,821	284,200	1,801